

長崎県埋蔵文化財センターにおける
出土品及び記録類の使用に関する取扱規定

第1条（目的）

この規定は、長崎県が保管する出土品及び記録類（以下「出土品等」という）の、長崎県埋蔵文化財センター（以下「センター」という）内等での使用について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（定義）

- （1）出土品の使用とは、出土品のセンター内での調査・撮影等を行うことをいう。
- （2）記録類の使用とは、出土品や遺構の写真及び実測図等記録類の、閲覧・貸出・掲載を行うことをいう。

第3条（許可手続等）

- （1）出土品等の使用を希望する者（教育、学術、文化に関する機関もしくは大学・博物館等、又は学術研究のため特に出土品等の使用を希望する個人・報道関係等）は、出土品等使用許可申請書（長埋セ様式第1号）を長崎県埋蔵文化財センター所長あて提出し許可を受けなければならない。
- （2）出土品等使用許可申請書を受理したときは、内容を審査したうえで、出土品等使用許可通知書（長埋セ様式第2号）により許可するものとする。
- （3）前項の内容の審査にあたっては、その使用目的が適正であり、出土品等の安全が確保できると判断される場合に限り許可することができる。

第4条（資料の使用条件）

- （1）出土品等の使用は申請目的に限定すること。
- （2）出土品の調査・撮影を行う場合は、当センター職員の指導のもとで行い、その取扱いには十分注意すること。
- （3）出土品等資料の掲載にあたっては、「長崎県教育委員会提供」と明示すること。
- （4）出土品等資料掲載成果物刊行の際は、掲載出版物1部を資料用として当センターに寄贈すること。

附則

この規定は、平成24年5月7日から施行する。